◇契約における注意事項◇

1 契約約款

契約書作成時は、磐田市ホームページ掲載の最新版の契約約款をダウンロードし使用すること

【対象】 ○磐田市建設工事請負契約約款

○磐田市業務委託契約約款

○磐田市工事監理業務委託契約約款

2 印紙税軽減措置について (建設工事のみ)

『所得税法等の一部を改正する法律』により、建設工事請負契約書については、平成26年4月1日 以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることになりましたので、注意する こと。

※詳細は、国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/0020003-096.pdf

3 契約書作成について

落札者は、契約書の作成方法(磐田市ホームページ参照)に準じて、契約書を作成すること。 作成時には、次の点の記載に注意すること。

【請負代金の支払】 前払金額: 請負代金額(税込)の10分の4(10万円未満切り捨て)

不要の場合、業務委託の場合は「一」

部分払回数: 請負代金額が 100万円以上 2,000万円未満 2回以内

2,000 万円以上 5,000 万円未満 3 回以内

5,000 万円以上 4 回以内

【契約保証金】 契約保証金: 請負代金額(税込)の10分の1(端数処理なし)

※委託の場合は「<mark>免除</mark>」と記載

契約約款該当号数: 契約検査課に確認してください。

【建設発生土の搬出先等】発生土がある場合 「設計図書のとおり」と記載

発生土がない場合 「なし」と記載

4 その他

開札後、電子入札システムにより落札者決定通知書を受信した業者は、契約保証及び前払金の有無について、契約検査課(0538-37-4802)に速やかに電話連絡すること。